

9 重要な会計方針

当該事業年度においては、農業共済団体会計基準（平成23年4月8日付け22経営第7209号農林水産省経営局長通知）を適用して財務諸表等を作成しております。

1 減価償却の会計処理方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	38年～50年
構築物	10年
車両運搬具	4年～6年
機械器具	7年
器具備品	4年～20年
医療器具機械	3年～10年

（2）無形固定資産

該当はありません。

（3）リース資産

該当はありません。

2 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、当会は、職員数300人未満につき、退職給付債務のうち、退職一時金に係る債務については、自己都合退職による期末要支給額によっております。

（2）貸倒引当金

未収金等の債権で、債権発生年度の翌年度から3事業年度を経過した金額を計上しております。

（3）建設引当金

固定資産の建設に備えるための引当金で、本部事務所及び出先事務所等を現在の場所において計画的に建替えるため、事務所建設設計画に基づく所要額を計上しております。

(4) 修繕引当金

固定資産の修繕に備えるための引当金で、本部事務所及び出先事務所等を計画的に修繕するため、事務所修繕計画に基づく所要額を計上しております。

(5) 更新引当金

車両等の固定資産取得に備えるための引当金で、今後20年間の機器更新計画に基づく所要額を計上しております。

(6) 組織整備準備金

組合等の組織整備にかかる支援に備えるための準備金で、所要額を計上しております。

(7) 業務引当金

将来の業務における不測の事態に対処し安定的な業務運営に資するため、業務費の節約等による資金で、上限金額を290百万円とし所要額を計上しております。

(8) 事務機械化引当金

将来発生する機器整備及び業務効率化のためのシステム開発等に備えるための引当金で、所要額を計上しております。

3 支払備金の計上基準

農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第20条に基づき、決算時において、保険金の支払の義務はあるが、その金額が確定していないものの連合会手持保険料充当額の見込金額を計上しております。

4 責任準備金の計上基準

農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第21条に基づき、

- ① 農作物共済勘定及び果樹共済勘定は、決算時において各共済で責任期間が翌事業年度又は翌々事業年度にわたる共済の保険関係に係る手持保険料部分の金額
- ② 家畜共済勘定、園芸施設共済勘定、任意共済勘定は、決算時において各共済で責任期間が翌事業年度にわたる共済の保険関係のうち未だ経過しない部分の手持保険料部分の金額を計上しております。

5 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

該当はありません。

(2) その他有価証券

①時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額は、その全額を純財産の部に計上しております。

②時価のないもの

該当するものは保有しておりません。

(3) 金銭信託

該当はありません。

6 たな卸資産等の評価基準及び評価方法

先入先出法による取得原価（収益性の低下に基づく薄価切下げの方法）により計上しております。

7 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引は、該当がありません。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

8 キャッシュ・フロー計算書関係

(1) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手持現金及び要求払預金

(2) 資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金預金	1,141,151,104円
現金預金のうち定期預金	0円
資金期末残高	1,141,151,104円

(3) 重要な非資金取引の内容

該当はありません。

